

## 千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱

### (事業の実施)

第1条 県は、全ての意志ある私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、特別支援学校の高等部を除いた学校等（以下「高等学校等」という。）から国公立の高等学校等（以下「国公立高等学校等」という。）を除いた学校等（以下「私立高等学校等」という。））の生徒等（以下「高校生等」という。）が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の修学を支援するため、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給する事業を実施する。

### (対象者)

第2条 給付金は、当該年度の7月1日を認定基準日とし、当該期日に、次の各号のすべてに該当する高校生等の保護者等（法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等をいう。）に支給する。

- (1) 法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であること又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者であること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（以下「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」という。）に属すること。
- (3) 保護者等が千葉県の区域内に住所を有する者であること。
- (4) 原則として認定基準日に私立高等学校等に在籍していること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が秋入学など7月以降に入学することが定められている私立高等学校等の入学者である場合には、認定基準日を当該高校生等の入学する日に置き換えるものとする。

### (対象者の除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給の対象から除外する。

- (1) 高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第36号）による措置費等の支弁対象であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合。
- (2) 高校生等が認定基準日において休学している場合。ただし、当該年度の12月1日までに復学した場合には、この限りではない。

### (給付金の支給額等)

第4条 給付金は、第2条第1項の規定に該当する世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、別表1に掲げる高校生等が該当する支給区分に応じた額を年額として支給する。

2 給付金の同一年度内における支給回数は、一人の高校生等につき1回とし、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者である高校生等としての受給については通算3回（ただし、定時制又は通信制の私立高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。なお、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象である高校生等としての受給については通算2回を上限とする。

### (給付の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、別表2に掲げる書類を、生徒等が在学する私立高等学校等の区分に応じて別表3に定める提出先に、期日までに提出しなければならない。

2 前項で定める期日は、県が別途定める日とする。

(支給の決定)

- 第6条 県は、前条の規定による申請に基づき、給付金について支給、又は不支給の決定を行うものとする。
- 2 県は、前項の支給又は不支給について、その旨を高校生等が在籍する私立高等学校等の校長に対して、支給決定通知書（様式第2号）により通知する。
  - 3 私立高等学校等の校長は、県から受領した前項の通知に基づき、支給決定通知書（様式第3号）及び不支給決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
  - 4 県は第1項の決定を受ける申請者の世帯の高校生等が千葉県外の私立高等学校等に在籍する場合は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、支給又は不支給について、その旨を当該申請者に支給決定通知書（様式第5号）又は不支給決定通知書（様式第6号）により通知する。

(支給の方法)

- 第7条 給付金は、前条の規定による支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）の預金口座等又は委任状（様式第8号）により受給者から委任を受けた高校生等の預金口座等（受領口座届出書（様式第7号）により届け出た口座）への振込によるものとする。ただし、千葉県に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、委任状（様式第8号）により受給者から委任を受けた私立高等学校等の設置者の預金口座等（受領口座届出書（様式第9号）により届け出た口座）への振込によるものとする。
- 2 給付金の受領につき、受給者から委任を受けた私立高等学校等の設置者は、その給付金を以下のいずれかのお取り扱いとする。
    - (1) 受給者に対し、適正に支給する。
    - (2) 設置する私立高等学校等が徴収する受給者の授業料以外の学校徴収金に充当する。

(支給の決定の取消し)

- 第8条 県は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定を取り消すものとする。
- (1) 給付金の支給を受けることを辞退したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたとき。
  - (3) その他給付金を支給することが適当でないと認めるとき。
- 2 県は、前項の取消しについて、その旨を高校生等が在籍する私立高等学校等の校長に対して、支給決定取消通知書（様式第10号）により通知する。
  - 3 私立高等学校等の校長は、県から受領した前項の通知に基づき、支給決定取消通知書（様式第11号）により、受給者に通知するものとする。
  - 4 県は第1項の取消しを受ける受給者の世帯の高校生等が千葉県外の私立高等学校等に在籍する場合は、支給決定の取消しについて、第2項及び第3項の規定にかかわらず、その旨を当該受給者に支給決定取消通知書（様式第12号）により通知する。

(給付金の返還)

- 第9条 受給者は前条第1項の規定による給付金の支給の決定の取消しを受けた場合において、既に給付金が支給されているときは、返還通知書（様式第13号）をもって県の命ずるところにより給付金を返還しなければならない。

(雑則)

- 第10条 県は、給付金の支給に関して必要があると認めるときは、受給者に対し必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年度、平成27年度、平成28年度の特例)

- 2 この要綱における高校生等は、平成26年度は第1学年に平成27年度は第1学年及び第2学年に平成28年度は第1学年、第2学年及び第3学年に在籍している者とする。ただし、平成25年度以前に入学した者を除く。(単位制の高等学校等においては、「学年」を「学年相当」と読み替えるものとする。以下同じ。)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

(平成27年度の特例)

- 2 この要綱の別表1及び別表2において、平成27年度は、「高等学校等に在籍している兄弟姉妹」は「高等学校等の第1学年及び第2学年に在籍している兄弟姉妹(平成25年度以前に入学した者を除く。)」と読み替えるものとし、「高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹」は、「高等学校等の第1学年及び第2学年に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成25年度以前に入学し第1学年及び第2学年に在籍している者を含む。)」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年度の特例)

- 2 この要綱の別表1及び別表2において、平成28年度は、「高等学校等に在籍している兄弟姉妹」は「高等学校等の第1学年、第2学年及び第3学年に在籍している兄弟姉妹(平成25年度以前に入学した者を除く。)」と読み替えるものとし、「高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹」は、「高等学校等の第1学年、第2学年及び第3学年に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成25年度以前に入学し第1学年、第2学年及び第3学年に在籍している者を含む。)」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表 1

支給区分		支給額 (年額)
生活保護受給世帯の高校生等		52,600円
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等	(1) 以下の(2)～(5)を除く全日制・定時制の高校生等	89,000円
	当該世帯に扶養されている (2) 全日制・定時制の私立高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる第2子以降※の全日制・定時制の高校生等 (3) 全日制・定時制の国公立高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる全日制・定時制の高校生等 (4) 通信制の高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる全日制・定時制の高校生等 (5) 高等学校等に在籍していない15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる全日制・定時制の高校生等	138,000円
	(6) 通信制の高校生等	38,100円

※1 第2子以降と認定する要件については県が別に定める。

※2 表中における高等学校等に在籍している兄弟姉妹は、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者。

※3 表中における高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹には、高等学校等に在籍しており、15歳以上23歳未満の、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者ではない者及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者ではない者を含む。

別表2

必要書類	支給区分							B 通信制の私立高等学校等に在籍している高校生等
	1 生活保護受給世帯の高校生等	2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等						
		A 全日制・定時制の私立高等学校等に在籍している高校生等						
		当該世帯に扶養されている						
(1) 右の(2)～(5)に該当しない場合	(2) 全日制・定時制の私立高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる場合	(3) 全日制・定時制の国公立高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる場合	(4) 通信制の高等学校等に在籍している兄弟姉妹がいる場合	(5) 高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合				
1 奨学のための給付金給付申請書(様式第1号)	○	○	○	○	○	○	○	
2 申請者の住民票	—	○	○	○	○	○	○	
3 給付金受領口座届出書(様式第7号)及び通帳の写し	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	
4 委任状(様式第8号)	△※2	△※2	△※2	△※2	△※2	△※2	△※2	
5 生活保護受給世帯であることを証する書類※3	○	—	—	—	—	—	—	
6 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を証する書類	—	○	○	○	○	○	○	
7 当該世帯に扶養されている高校生等及び兄弟姉妹※4についての健康保険証及び扶養誓約書(様式第15号)	—	—	△※5	△※5	△※5	△※5	—	
8 高校生等の在学証明書(様式第16号)※6	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	△※1	

- ※1 県へ直接提出する(高校生等が県外の私立高等学校等に在籍している)場合のみ必要。
- ※2 在学する私立高等学校等の校長を経由して県へ提出する(高校生等が県内の私立高等学校等に在籍している)場合は必要。また、県へ直接提出する(高校生等が県外の私立高等学校等に在籍している)場合で給付金の振込先として高校生等の口座を指定する場合は必要。
- ※3 生活保護受給証明書(当該年度の7月1日現在における生業扶助受給が確認できるもの)又は生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第14号)のいずれか。
- ※4 支給区分2-A-(2)～(4)の場合は、高等学校等に在籍している兄弟姉妹のみ。支給区分2-A-(5)の場合は、高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹のみ。
- ※5 健康保険証が国民健康保険の場合のみ扶養誓約書が必要。
- ※6 在学証明書(様式第16号)と同一の内容が確認できるものであれば、高等学校等の独自様式による提出も可。
- ※7 表中における高等学校等に在籍している兄弟姉妹は、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者。
- ※8 表中における高等学校等に在籍していない15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹には、高等学校等に在籍しており、15歳以上23歳未満の、法第5条第1項に規定する高等学校等就学支援金の受給権者ではない者及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者ではない者を含む。

別表 3

	学 校 の 区 分	提 出 先
1	千葉県内の私立高等学校等	在学する私立高等学校等の校長を経由して千葉県
2	上記以外の私立高等学校等	千葉県